

(第一類 第十五号)(附属の二)

第二百一回国会 衆議院 決算行政監視委員会第一分科会議録

(皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府(本府、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、外務省及び環境省所管並びに他の分科会所管以外の国)会計)

第一号

(四二)

本分科会は令和二年三月二十七日(金曜日)委員会において、設置することに決した。

四月三日
本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

あかま一郎君

木村 哲也君

小林 史明君

佐藤 勉君

菅原 一秀君

青柳陽一郎君

生方 幸夫君

矢上 雅義君

石田 祝稔君

下地 幹郎君

あかま一郎君

北村 誠吾君

木村 哲也君

宮下 一郎君

西村 康稔君

橋本 岳君

井上 貴博君

河野 真君

吉永 元信君

森田 祐司君

寺田 学君

三谷 英弘君

生方 幸夫君

寺田 隆陽一郎君

石田 祝稔君

下地 幹郎君

あかま一郎君

菅原 一秀君

木村 哲也君

北村 誠吾君

西村 康稔君

橋本 岳君

井上 貴博君

河野 真君

吉永 元信君

森田 祐司君

寺田 学君

三谷 英弘君

生方 幸夫君

寺田 隆陽一郎君

石田 祝稔君

下地 幹郎君

あかま一郎君

菅原 一秀君

木村 哲也君

北村 誠吾君

西村 康稔君

橋本 岳君

井上 貴博君

河野 真君

吉永 元信君

森田 祐司君

寺田 学君

三谷 英弘君

生方 幸夫君

寺田 隆陽一郎君

石田 祝稔君

下地 幹郎君

あかま一郎君

菅原 一秀君

木村 哲也君

北村 誠吾君

西村 康稔君

橋本 岳君

井上 貴博君

河野 真君

吉永 元信君

森田 祐司君

寺田 学君

三谷 英弘君

生方 幸夫君

寺田 隆陽一郎君

石田 祝稔君

下地 幹郎君

あかま一郎君

菅原 一秀君

木村 哲也君

北村 誠吾君

西村 康稔君

橋本 岳君

井上 貴博君

河野 真君

吉永 元信君

森田 祐司君

寺田 学君

三谷 英弘君

生方 幸夫君

寺田 隆陽一郎君

石田 祝稔君

下地 幹郎君

あかま一郎君

菅原 一秀君

木村 哲也君

北村 誠吾君

外務大臣

(復興大臣)

(内閣官房長官)

國務大臣

(内閣官房長官)

環境大臣

(内閣官房長官)

最高裁判所事務総長

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

池田 達雄君

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

茂木 敏充君

小泉進次郎君

菅 義偉君

田中 和徳君

(内閣官房内閣審議官)

府、警察、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府(本府、警察、金融、消費者、復興、外務省及び環境省所管並びに他の分科会所管以外の国)会計)

すか。

○岡田事務総長 お答えいたします。

文書管理に関して、衆議院事務局といましでは、庶務的、管理的な文書のみならず、立法及び調査に関する文書につきましても、原則として、文書取扱規程の例により取り扱うこととしており、同規程に沿って適切に管理をしているところでございます。

御指摘の情報公開に関する文書の取扱いは、議院運営委員会の先生方の協議も踏まえまして対応すべきものと考えております。

○塩川分科員 衆議院の法制局にお尋ねします。衆議院法制局の立法関係資料、調査関係資料は、これは公文書としての管理はされているんでしょうか。

○橋法局長 塩川先生にお答え申し上げます。私どもの保有する立法及び調査関係資料につきましては、議員立法の政策決定過程に関する公文書といたしまして、法制局長決定の内規である資料整理要領に基づいて管理、保存しているところでございます。

この立法調査関係資料には、実は二つの性格がございまして、一つは、立法意思の形成過程に関する永久保存の文書として大切に保存しなければならないという側面、他方では、立案事例に関する先例的資料として日々の職務遂行の中で日常的にいつでも参照できるようにならなければならないといった側面の二つでございます。

このような観点から、それぞれ担当部局ごとに整理、保管させるとともに、各部局を超えた全局的な参考の便宜にも資するよう、統一ルールとして資料整理要領を定めているところでござります。

現在の資料整理要領は、平成二十七年に、資料の電子ファイル化の流れに鑑みて全面的に改訂しましたのでございますけれども、引き続き、日々の職務遂行の中で不斷の改善を図りつつ、先生方を法的に補佐する組織として適切な管理、保存に

努めてまいりたいと存じております。

○塩川分科員 衆議院法制局の立法調査関係資料

は、永久保存の文書、また現用文書として使われているということですけれども、しかし、そもそも議員にかかる活動というのは、まさに国民的に行われる活動をしています。情報公開の対象として求められているところに係る立法及び調査に関する文書の取扱いは、議院運営委員会の先生方の協議も踏まえまして対応すべきものと考えております。

○塩川分科員 衆議院の法制局にお尋ねします。

衆議院法制局の立法関係資料、調査関係資料は、これは公文書としての管理はされているんでしょうか。

○橋法局長 塩川先生にお答え申し上げます。

私どもの保有する立法及び調査関係資料につきましては、議員立法の政策決定過程に関する公文書といたしまして、法制局長決定の内規である資料整理要領に基づいて管理、保存しているところでございます。

この立法調査関係資料には、実は二つの性格がございまして、一つは、立法意思の形成過程に関する永久保存の文書として大切に保存しなければならないという側面、他方では、立案事例に関する先例的資料として日々の職務遂行の中で日常的にいつでも参照できるようにならなければならぬといった側面の二つでござります。

このように用いてきたか、そのようなことも十分に勘案をいたしまして、先生方の御意見もいただきながら、情報公開のあり方については考えてまいりたいと思います。

○橋法局長 お答え申し上げます。

事務総長、御答弁のとおりと存じます。

○塩川分科員 議員、会派間の御議論で、このとです。

議院運営委員会の公文書館、憲政記念館の小委員会において、立法府の公文書の取扱いについても検討することになつております。ぜひ国会において、立法府の公文書管理、情報公開の議論を前に進めていきたいと申し上げて、終わります。

○塩川分科員 ありがとうございました。

○あかも主査 これにて塩川鉄也君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして内閣所管についての質疑は終了いたしました。

○あかも主査 これより内閣府所管中警察庁について審査を行います。

まず、概要説明を聴取いたします。武田国家公

安委員会委員長。

○武田国務大臣 平成二十八年度から平成二十九年度の警察庁関係の歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

平成二十八年度歳出予算現額は三千六百九億五千六百六十六万円余であります。

最後に、事務総長それから衆議院法制局長にお尋ねしますが、こういった議員立法の立案過程や議員調査に係る立法調査文書についても、文書の管理、作成、そして、重要な公文書についてはかかるべき移管、公表を行っていくことが必要であります。

重ねての答弁になりますが、立法調査文書につきましては、まさに、先生方、議員や会派がどのよう用いてきたか、そのようなことも十分に勘案をいたしまして、先生方の御意見もいただきながら、情報公開のあり方については考えてまいりたいと思います。

○岡田事務総長 お答えいたしました。

重ねての答弁になりますが、立法調査文書につきましては、まさに、先生方、議員や会派がどのよう用いてきたか、そのようなことも十分に勘案をいたしまして、先生方の御意見もいただきながら、情報公開のあり方については考えてまいりたいと思います。

○岡田事務総長 お答え申し上げます。

重ねての答弁になりますが、立法調査文書につきましては、まさに、先生方、議員や会派がどのよう用いてきたか、そのようなことも十分に勘案をいたしまして、先生方の御意見もいただきながら、情報公開のあり方については考えてまいりたいと思います。

武田国家公安委員会委員長。

○武田国務大臣 平成二十八年度の決算検査報告において掲記されております事項につきましては、会計検査院の御指摘のとおりであります。武田国家公安委員会委員長。

○あかも主査 ただいまの会計検査院の指摘に基づき講じた措置について説明を聴取いたします。

当と認められた事項はございません。

続きましたして、平成二十九年度警察庁の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不

正の措置を講じたところであり、再発防止に万全に遺憾に存じております。

御指摘を受けた事項につきましては、直ちに是正の措置を講じたところであり、再発防止に万全に遺憾に存じております。

今後、適正な事務処理について、更に指導の徹底を図つてまいる所存であります。

○あかも主査 以上をもちまして内閣府所管中警察庁についての説明は終わりました。

以上で、平成二十八年度から平成二十九年度における警察庁関係歳出決算の概要説明を終わります。

○あかも主査 これより質疑に入ります。

○あかも主査 次に、会計検査院の検査概要説明を聴取いたします。会計検査院三田第一局長。

○三田会計検査院当局者 平成二十八年度警察庁の決算につきまして検査いたしました結果の概要を御説明いたします。

検査報告に掲記いたしましたものは、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項一件であります。

これは、都道府県警察に配分したDNA型鑑定用いる分注機及び一括定量装置について、鑑定

に全く使用されていなかつた両装置の有効な活用

のものであつて、同委員会のホームページによりますと、「国民の良識を代表する者が警察を管理することにより、警察行政の民主的管理と政治的中立性の確保を図らうとするものです。」というふうに説明されております。同ホームページによりますと、国家公安委員会の役割として、警察の政治的中立性の確保と警察運営の独善化の防止という

のが掲げられております。

公安委員長にお聞きしたいんですが、この二つが国家公安委員会の役割であるということでしょうか。

〔主査退席、矢上主査代理着席〕
○武田国務大臣 御指摘のとおり、国家公安委員会制度は、国民の良識を代表する者が警察を管理することにより、警察行政の政治的中立性の確保を図り、警察運営の独善化を防ぐことを目的としております。」

○藤野分科員 きょうは、その国家公安委員会の存在意義が問われる問題として、北海道警によるやじ排除問題をお聞きしたいと思います。

これは、昨年の七月十五日、参議院選挙の真っ最中に、JR札幌駅などにおける街頭宣伝で、安倍総理の演説中に、やじやプラカードで意見表明をしようとした市民が、多数の警察官によって演説の場から排除され、その後長時間にわたってつきまとわれた、こういう事件であります。

私は、昨年十一月八日の法務委員会でこの問題を質問したんですが、そのときはまだ、警察庁から事実確認中だという答弁が繰り返されまして全くお答えがなかつたわけですが、この排除から七ヵ月たちまして、先日、ようやく北海道警が法的根拠を発表いたしました。

配付資料の一を見ていただきますと、これは「警護現場における警察措置について」という二月二十六日の北海道警本部の文書であります。①から⑨までの行為が、例えば警職法の四条、五条などで適法な職務行為であると説明されているわけです。

私は、適法だという根拠を示してほしいと警察庁に求めたんですが、そうしたら、警察庁が提出してきたのが配付資料の二になります、一部なんですね。これは本体もほとんど真っ黒けなんです。真っ黒、真っ黒というのが統いておりまします。ただ、配付資料の一を見ていただきますと、辛

うじて黒くなつていなかつところには、例えば、警察官の職務執行状況とか、法的根拠の考察とか、あるんですが、これは真っ黒になつてゐるという

ことです。
○武田国務大臣 御指摘のとおり、国家公安委員会制度は、国民の良識を代表する者が警察を管理することにより、警察行政の政治的中立性の確保を図り、警察運営の独善化を防ぐことを目的としております。」

しかし、本件の特徴というのは、周囲の方とかあるいは当事者とかがスマホで撮影した動画、あるいは北海道テレビ、HBC北海道放送などが撮影した映像が多数存在していることであります。これらの中には、投稿後一二三日のうちに二百万回も再生されて、その後もふえて、現時点では三百四十四万回も再生されているものもあります。

つまり、多数の動画という動かぬ証拠があるため、道警はどうやってこれを正当化しようかと悩みに悩んだ結果、七ヵ月もかかつてしまつたところが、そういう映像とのそごが大き過ぎるために、金で黒塗りにせざるを得なかつたんだろうと思つております。

私は、三月十四日に北海道へ行きまして、このやじ排除が起きた現場にも行つてまいりました。当事者や弁護団からもお話を聞いてきたわけですけれども、現場を歩くと、改めて今回の警察の排除行為というのがいかに異常だったかというか、そういうものも肌で感じてまいりました。

前記として警察庁にお聞きしたいんですが、警職法四条が挙がっているんですかね。一般的な解釈として、警職法四条は現実に危険な事態がある場合に適用される条文である、こういう理解でよろしいでしょうか。

○太刀川政府参考人 お答えいたします。
○藤野分科員 今お話をあつたように、答弁があつておられますから、ほんの数秒の出来事であります。

うじて黒くなつていなかつところには、例えれば、警察官の職務執行状況とか、法的根拠の考察とか、あるんですが、これは真っ黒になつてゐるとい

うであります。この中で、いやいや、犯罪が発生する危険性が切迫していたんだと思うんですけども、これは事実と全く異なるんですね。

配付資料の三を見ていただきますと、動画そのものが難しいということで、ちょっとキヤップヤーをさせていただいたんですが、赤い車のところが演説車両ということで、安倍総理が街宣をされていたところです。

私は、三月十四日に北海道へ行きまして、このやじ排除が起きた現場にも行つてまいりました。当事者や弁護団からもお話を聞いてきたわけですけれども、現場を歩くと、改めて今回の警察の排除行為といふのがいかに異常だったかというか、そういうものも肌で感じてまいりました。

演説車両が赤いところで、そこから六車線の道路を隔てて、大体二十メートルぐらい離れているんですが、丸の地点から男性が、仮にA氏としまして、このA氏が声を上げた。黄色い矢印で示している方であります。まさに肉声で上げているわけですね。その後、制服警官あるいは私服警官六、七名に肩や腕をつかまれて、約二十六メートル、赤い矢印の方にわあっと連れていかれたわけですね。そのままに黒塗りにされた車両が、まるで黒塗りの資料しか出てこないわけであります。

河野政府参考人 お答え申上げます。

河野政府参考人 お答え申上げます。
○河野政府参考人 お答え申上げます。
○藤野分科員 全く、例えば周囲から声が上がつたとか、そういうものは動画から見てとれないんですね。むしろ、周囲との接触以前に、声を上げたらすぐに数人の警察官が囲んで連れていくといふものが確認できるわけです。ですから、もしもその女性が確認できるわけですね。ですから、もう一度、この女性も声を上げて連れていかれてるんですね。その直後、制服警官あるいは私服警官六、七名に肩や腕をつかまれて、約二十六メートル、赤い矢印の方にわあっと連れていかれたわけですね。そのままに黒塗りにされた車両が、まるで黒塗りの資料しか出てこないわけであります。

河野政府参考人 お答え申上げます。
○河野政府参考人 お答え申上げます。

河野政府参考人 お答え申上げます。

河野政府参考人 お答え申上げます。

河野政府参考人 お答え申上げます。

